

市民税・県民税・森林環境税のお知らせ

01 市民税・県民税・森林環境税が課税される人

市民税・県民税

今年度の市民税・県民税は、本年1月1日時点で、市内に住んでいて、前年中に一定の所得がある人に課税されます。

税額

●所得割

前年中の所得に応じて課税されます

●均等割

一定の所得がある人に一律に課税されます

- 市民税⇒3000円
- 県民税⇒1500円

森林環境税 New

森林環境税は、森林整備及びその促進に関する費用に充てられます。国内に住所のある個人に対して課税される国税で、令和6年度から市民税・県民税の均等割と併せて課税されます。

※平成26年度より市民税と県民税で各500円ずつ計1000円負担していた復興特別税は、令和5年度で終了しました。

税額

- 1000円

02 市民税・県民税・森林環境税が課税されない人

●所得割・均等割・森林環境税が課税されない人

本年1月1日時点で、次のいずれかに該当する人

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている
- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下

●所得割が課税されない人

次のいずれかに該当する人

- 扶養親族がいない⇒前年の総所得金額等が45万円以下
- 扶養親族がいる⇒前年の総所得金額等が[35万円×(1+扶養親族数)+42万円]以下

●均等割が課税されない人

次のいずれかに該当する人

- 扶養親族がいない⇒前年の合計所得金額が42万円以下
- 扶養親族がいる⇒前年の合計所得金額が[32万円×(1+扶養親族数)+28万9000円]以下

●森林環境税が課税されない人

次のいずれかに該当する人

- 扶養親族がいない⇒前年の合計所得金額が41万5000円以下
- 扶養親族がいる⇒前年の合計所得金額が[31万5000円×(1+扶養親族数)+28万9000円]以下

03 納付方法

次のいずれかの方法で納付します。

●給与からの特別徴収

給与支払者が、6月から翌年5月までの給与から天引きして納付

●公的年金からの特別徴収

本年4月1日時点で65歳以上の年金受給者は、年金支払者が、公的年金所得に係る税額を公的年金から天引きして納付

●普通徴収(事業所得者等)

各納期限(下表)までに金融機関等で直接納付するか、クレジットカード(eL-QR)・口座振替・スマートフォン決済アプリ(PayB、PayPay、LINE Pay、au PAY)により納付

納期限一覧

第1期(全期前納)	7月1日(月)
第2期	9月2日(月)
第3期	10月31日(木)
第4期	来年1月31日(金)

※市民税・県民税と森林環境税の非課税基準が異なるため、森林環境税のみ課税される場合があります。
※市民税・県民税・森林環境税が課税されない人には納税通知書を送付しません。

04 市民税・県民税・森林環境税の減額又は免除

市民税・県民税・森林環境税の課税対象者には、6月中旬以降に納税通知書を送付します。
※給与からの特別徴収に関しては、給与支払者宛に送付済です。

次の①～⑤に該当する人は、申請により市民税・県民税・森林環境税が減額又は免除される場合があります。

①生活保護減免

本年1月2日以降に生活保護法の規定による保護を継続して受けている

②死亡減免

本年1月2日以降に死亡し、前年中の合計所得金額が500万円以下

※納税通知書は遺族に送付します。

③勤労学生減免

本年1月1日現在、勤労による所得がある学生・生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下

④所得減少減免

単身世帯もしくは控除対象配偶者又は扶養親族がいて、前年中の合計所得金額が500万円以下であり、病気・会社都合による退職等で、本年中の合計所得金額が前年中の合計所得金額の半分以下になると見込まれる

⑤災害減免

火災等、災害により被害を受けた

減額又は免除の対象となる税額

- ①②③⇒申請日以後に納期が到来する市民税・県民税額の全額
- ④⇒申請日以後に納期が到来する市民税・県民税額の半額
- ⑤⇒被害の状況に応じて定められた額

申請方法

各申請期限までに、申請書と添付書類(以下参照)を持って市民税課へ。

申請期限▶①～④⇒各納期限(左ページ表参照)

⑤⇒災害発生の日から30日以内

※申請書は同課・市HPで配布。

添付書類

- ①⇒なし。ただし、本年1月2日以降に転出した場合は、転出先の自治体で生活保護を受けていることを証明する書類
- ②⇒なし
- ③⇒在学を証明する書類(学生証、卒業証書等)
- ④⇒所得減少の理由を証明する書類(雇用保険受給資格者証等)及び本年の所得内訳がわかる書類(給与明細等)
- ⑤⇒り災の程度を証明する書類等

よくある質問 にお答えします！

Q. 「収入」と「所得」は何が違うのですか？

A. 「収入」から一定の経費相当分を差し引いたものを「所得」といいます。

Q. 今年3月に退職し、現在の収入は公的年金だけです。給与分の所得が減ったのに市民税・県民税額が前年と変わっていないのはなぜですか？

A. 市民税・県民税は前年(1月～12月)中の所得金額に対して課税されるためです。本年中の所得金額が前年中の所得金額より減少した場合、翌年度の税額は今年度の税額より減少することが見込まれます。

Q. 収入は公的年金ですが、納税通知書の所得等内訳欄の「雑所得」に金額が記載されていました。なぜですか？

A. 公的年金の収入金額を「所得」に計算したものを「雑所得」というためです。

Q. 市民税・県民税・森林環境税が公的年金から特別徴収(天引き)されていますが、4月・6月の年金振込通知書の個人住民税額と、納税通知書の金額が異なっていました。どちらの金額が正しいのですか？

A. 納税通知書の金額が正しいです。いったんは年金振込通知書の個人住民税額が天引きされますが、この額と納税通知書の金額に差異がある場合は、過払い分の還付等により8月頃に清算されます。

令和6年度に適用される 定額減税について



賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、国の経済対策として個人の市民税・県民税の定額減税が実施されます。

●定額減税の対象者

令和6年度の市民税・県民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1805万円以下(給与収入のみの場合は給与収入額2000万円以下(※))で所得割が課税される人(均等割のみが課税される人は対象となりません)

(※)子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける人は2015万円以下となります。

●定額減税額

次の①～④の合計額を減税

①納税義務者(本人)⇒1万円

②控除対象配偶者(※1)(国外居住者を除く)⇒1万円

③扶養親族(※2)(国外居住者を除く)⇒1人につき1万円

(※1)控除対象配偶者とは、同一生計配偶者(納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人)のうち、納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円以下である場合の配偶者。控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の市民税・県民税において1万円の定額減税が行われます。

(※2)扶養親族とは、納税義務者と生計を一にする親族(配偶者・事業専従者を除く)で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人。

(例)控除対象配偶者と扶養親族(子2人)がいる場合

1万円(本人) + 1万円(控除対象配偶者) + 2万円(扶養親族2人) = 4万円

●定額減税の算出方法

他のすべての税額控除(寄附金控除、住宅ローン控除等)を適用させた後の所得割額から控除を行い、均等割額及び森林環境税額からは控除しません。控除しきれない金額がある人には、別途、調整給付金が支給されます。

●通知書について

納付する税額については、定額減税「後」の金額を記載しています。また、定額減税額を「減税控除済額」として、定額減税しきれない額を「控除外額」として記載しています。

●寄附金税額控除(ふるさと納税)の 上限額への影響

地方公共団体へ寄附金を支払った場合(ふるさと納税)の寄附金税額控除の特例控除額の控除上限額の算定においては、定額減税を適用する前の所得割額を算定の基礎とします。

つまり、定額減税の適用は「2000円を除いて全額控除されるふるさと納税の額の上限額」に影響しません。

●低所得者支援及び定額減税を補足する給付

定額減税と合わせて、「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」(内閣府公表)として、令和6年度に新たに市民税・県民税が非課税となる世帯、令和6年度に新たに市民税・県民税の均等割のみ課税となる世帯及び定額減税しきれないと見込まれる人に対して、給付金が支給されます。詳細は、市HPを参照。



●所得税(国税)の定額減税について

令和6年分の所得税(国税)においても、定額減税が実施されます。詳細は、国税庁HPを参照。



定額減税の実施方法

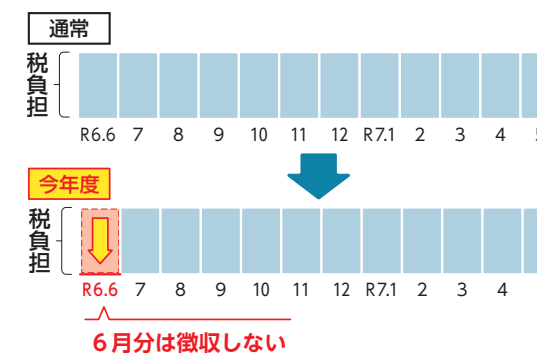


定額減税は、市民税・県民税の納付方法によって、実施方法が異なります。なお、均等割額及び森林環境税額からは定額減税額を控除しないため、納付する税額は残ります。

01 給与からの特別徴収

令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11カ月で徴収することとなります。

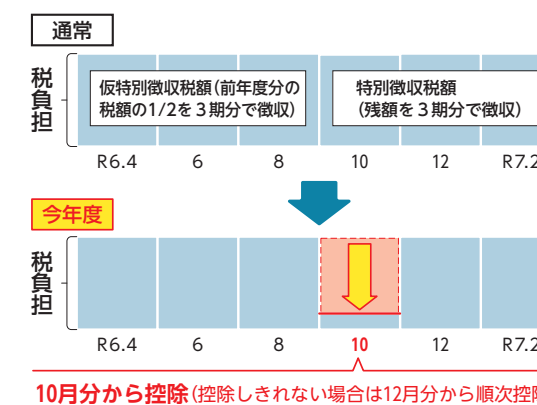
ただし、定額減税が適用されない人(合計所得金額1805万円超の人や均等割額及び森林環境税額のみ課税される人等)については、通常通り令和6年6月分からの徴収方法となります。



02 公的年金からの特別徴収

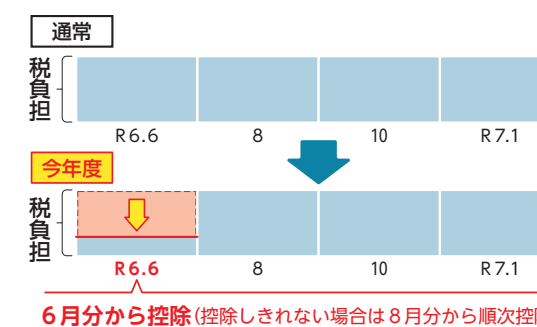
令和6年10月分の市民税・県民税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の市民税・県民税額から、順次控除します。

ただし、令和6年度から新たに年金特別徴収が開始される人は、普通徴収第1期分(令和6年6月分)から控除し、控除しきれない場合は第2期分(令和6年8月分)から控除します。なお、控除しきれない場合は、令和6年10月分以降の特別徴収税額から、順次控除します。



03 普通徴収 (事業所得者等)

第1期分(令和6年6月分)の市民税・県民税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の市民税・県民税額から順次控除します。



※税額や徴収方法の変更、複数の徴収方法が併存する等の理由で、上記実施方法のとおりとならない場合もありますが、減税額に影響はありません。